



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号 2804 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の当社第 84 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に全面施行されたことによる株券電子化に伴い、現行定款を以下のとおり変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日 (木)

以 上

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成および備置き、その他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条～第36条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第36条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 前項のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>② 前項のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則 第<u>1</u>条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

以 上